

にいがた民商

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話(243)0141
22年2月21日

申告作成会

インボイス・電子帳簿など徴税強化の制度に怒り
南浜支部・太郎代班

南浜支部は10日、太郎代自治会館を会場に申告作成班会が開催され、6名が参加しました。

参加者が揃ったところで市橋雅彰副会長が「インボイス制度」「電子帳簿保存法」について説明。廃止のため署名の協力を訴えました。また、復活支援金や緊急小口資金などコロナ対策制度についても紹介し、気になる制度があつたら相談してほしいと話しました。

説明を聞いて「複雑で面倒な制度」「徴税の事しか頭に無いのか」と怒りの声も上がりました。また、地域の様子やワクチン接種について、政府の対応など多岐にわたり話題が尽きませんでした。申告は皆が自主計算をし、中には税額の計算まで自分で書いて来る方もいました。

細野班アスアルフアでほほ班会 申告作成会

しもまち支部は8日、公民館休館のため急遽野本事務所を会場に申告作成会を開催。支部役員3名と会員5名が参加しました。

ベラミさんが「インボイス」「事業復活支援金」について解説。インボイスはまだ元請からも話しが無い状況で、課税業者になる必要があるのか半信半疑。支援金は課税対象になる事で、二の足を踏む方もいました。

細野班は収支内訳書を事前にまとめてあり、生命保険の計算を役員が援助し作成はスムーズ。市役所申告で年金だけなのに毎回問い合わせが来るという方もいました。

久しぶりに顔を合わせ、和やかに作成会は終了しました。



今後の制度相談会の予定



※まん延防止等重点措置の延長で公共施設が休館となり、各支部の申告作成会の会場が変更されています。今一度、確認をお願いします。

受付期間：3月31日まで

2月24日(木)	日 時	会 場
午後1時30分～		民商會館

2/14申請スタート 新型ウイルス感染症拡大防止協力金(第5期)

日 程

- 第8回三役会議 2月25日(金)
- 第1回理事会 3月1日(火)
- 重税反対統一行動 3月11日(金)

給付金額：①60～180万円(1日2万5千円)
(21時まで営業・20時まで酒類提供有、新潟県の安心なお店認証店に限る)

②72～240万円(1日3万円)
(20時まで営業・酒類の提供無)

対象者：1月21日～2月13日までの期間で営業時間の短縮要請に応じた飲食店等

必要書類：①申請書兼誓約書、②営業許可書の写し、③対象施設の外観・内観写真(施設名のわかるもの、④通常の営業時間のわかるもの(看板など・店名のわかるもの)、⑤営業時間短縮の実施状況がわかるもの(貼り紙など)、⑥店铺の感染防止の実施状況がわかるもの

⑦前年または前々年の売上がわかるもの

(法人) 法人税確定申告書別表一の控え

法人事業概況説明書の控え等

(個人) 確定申告書の控え

青色申告決算書の控え等

(共通) 前年又は前々年の売上台帳の写し

⑧本人確認書類※個人のみ(免許証・保険証の場合は住民票も)、⑨銀行口座の写し

※認証店の場合

認証ステッカーの写真が必要となります

※2021年1月2日以降の開業の場合

開業日のわかるものが必要です

(開業届など)

※まん延防止等重点措置の延長で公共施設が休館となり、各支部の申告作成会の会場が変更されています。今一度、確認をお願いします。

「事業復活支援金」給付第1号～喜びの声

給付金をいち早くゲットしている中央支部の会員さん。（飲食店）1月31日午後3時の申請開始前から、民商事務局に見守られながら準備万端でのぞみました。月次支援金を受給しているため、事前確認も省略。途中オンラインが混み合い中断したものの、無事申請できました。売上が半減しているから上限金額が支給されるわけではありません。何年と比較するかよく検討しましょう。今回の時短協力金は対象月の事業収入に加えます。



このたび、事業復活支援金をいただきました。毎年売上が減少する中、2月の厳しいこのタイミングはありがたい限りです。申請も事務局にお手伝いいただきスムーズに手続きし、10日もかからず入金完了いたしました。また時短協力金も申請する予定ですでの、安心して春をおかえられます。

常に情報のアンテナを張り、豊かな学習環境が民商の魅力。知は力、大いに学び合いたいと思います。そうすれば継承発展して、新時代を生きられると思ったので、安心して春をおかえられました。

お知らせ 住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金（家計急変）

支給対象

申請日時点で新潟市に住民登録があり、令和3年1月以降に新型ウイルスの影響を受けて家計が急変し、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税となる見通しの世帯

支給額

- ①臨時特別給付金：10万円
- ②灯油購入費等特別給付金：5千円
- ③申請書、④本人確認書類の写し（運転免許証など）、⑤申請者の世帯の状況を確認できる書類の写し（戸籍謄本・住民票など）、⑥受取口座を確認できる書類の写し、⑦簡易な収入（所得）見込額の申立書、⑧令和3年中の収入の見込額または任意の1ヶ月の収入の状況を確認できる書類の写し（申告書、事業収入・経費の金額のわかる書類）

※申請書や申立書は民商事務所に用意があります。

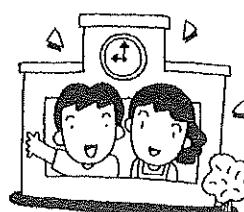
申請ご希望の方は民商事務所までご連絡を。

就学援助申告書作成会＆学習会

日時 3月29日(火)午後7時から8時30分
会場 東区フラワ 講座室5

日時 3月31日(木)午後2時から3時30分
会場 黒崎市民会館 講座室2

どちらか都合のつく日に参加ください。



就学援助制度 あなたも申請しませんか？

就学援助は、子どもたちが安心して楽しく学校生活ができるように、憲法第26条「教育を受ける権利」教育基本法第4条「教育の機会均等」などに基づき小・中学生の家庭に学用品などが援助される制度です。

民商婦人部では、就学援助の申請書の書き方と制度内容を学ぶ集まりを開催します。新型ウイルス感染症で商売やくらしが大変ですが、制度を活用して乗り切りましょう。参加希望の方は、婦人部役員か民商事務所までご連絡ください。

経営対策部・青年部共催 ビジネススキルアップセミナー 小規模事業者持続化補助金に向けた －第6回－ 事業計画書作成会

3月18日 (金) 19:00～20:30
会場：えんてばよこごし
(江南区横越川根町3丁目1-48)

今回のビジネススキルアップセミナーは、前回に引き続き「小規模事業者持続化補助金」の申請に必要な「事業計画書」を参加者同士で意見交流しながら作成します。自信の事業計画を第三者から意見をもらうことで新たな発見があるかも知れません。

講 師
山本 美幸さん
(ミシンの友愛)
「持続化補助金の獲得経験があり、作成のポイントを教えてくれます」